



栃木県公報

平成29年
8月29日(火)
号外
第35号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第396号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年8月29日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-（5-フルオロペンチル）-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名LTI-701）及びその塩類
- (2) 2-（2-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサン-1-オン（通称名2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）及びその塩類
- (3) 3-エチル-2-（3-フルオロフェニル）モルフォリン（通称名3F-Phenetrazine、3-FPE）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成29年8月30日

（薬務課）